

# 官報

号外 平成四年六月十九日

## ○第百二十三回 衆議院會議録 第三十五号

平成四年六月十九日(金曜日)

議事日程 第三十号

平成四年六月十九日

午後二時開議

〔請願日程は本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

請願日程 子どもの権利条約の早期批准に関する請願外三十六請願

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書に対する法規制化に関する請願外八百五十二請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会並びに国際平和協力等に関する特別委員会を除く災害対策特別委員会外七特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)は、安全保障委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件及び有害廃棄物の国境を越える移

平成四年六月十九日 衆議院會議録第三十五号

元議員林百郎君逝去につき弔詞贈呈の報告 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案外一案

動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件は、外務委員会において、原子爆弾被害者等援護法案(参議院提出)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)は、厚生委員会において、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(内閣提出)は、商工委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

午後二時七分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。永年在職議員として表彰された元議員林百郎君は、去る一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十四日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに懲罰委員長の要職にあられた林百郎君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

○木村義雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案、社会福祉事業法及び社会福祉施設

設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。厚生委員長牧野隆守君。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案及び同報告書

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧野隆守君登壇〕

○牧野隆守君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、雇用管理研修に対する助成、看護婦等就業協力員の委嘱、看護婦等確保推進者の設置、ナースセンターの指定等の措置を講じようとするものであります。

次に、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスに対する需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保の促進に関する基本指針を策定するとともに、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る四月二十四日参議院より送付され、六月十七日付託となり、本日の委員会におい

平成四年六月十九日 衆議院會議録第三十五号

て山下厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○木村義雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

請願日程三十七件とともに、本日委員会の審査を終了した青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図書に対する法規制化に関する請願外八百五十二請願を追加して一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔追加請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

請願日程 子どもの権利条約の早期批准に関する請願外三十八請願

○議長(櫻内義雄君) 子どもの権利条約の早期批准に関する法規制化に関する請願外八百五十二請願

子どもの権利条約の早期批准に関する請願外八百八十九請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(二)に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十八常任委員会並びに国際平和協力等に関する特別委員会を除く災害対策特別委員会外七特別委員会から、閉会中審査したいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、地方行政委員会から申し出の留置施設法案、運輸委員会から申し出の海上保安庁の留置施設に関する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、法務委員会から申し出の刑事施設法案及び刑事施設法施行法案、安全保障委員会から申し出の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

まず、内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案は、安全保障委員会において閉会中審査することとしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件及び有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件は外務委員会において、参議院提出、原子爆弾被害者等援護法案及び内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案は厚生委員会において、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案は商工委員会において、それぞれ閉会中審査することとしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 山下 徳夫君

請願日程 (外務委員会)

- 一 子どもの権利条約の早期批准に関する請願(新村勝雄君紹介)(第一六九号)
- 二 同(竹村幸雄君紹介)(第八三二号)
- 三 同(小沢和秋君紹介)(第八三三三号)
- 四 同(金子清広君紹介)(第八三四四号)
- 五 同(木島日出夫君紹介)(第八三五五号)
- 六 同(児玉健次君紹介)(第八三六六号)
- 七 同(佐藤祐弘君紹介)(第八三七七号)
- 八 同(菅野悦子君紹介)(第八三八八号)
- 九 同(辻第一君紹介)(第八三九号)
- 一〇 同(寺前巖君紹介)(第八四〇号)
- 一一 同(東中光雄君紹介)(第八四二二号)
- 一二 同(不破哲三君紹介)(第八四三三三号)
- 一三 同(藤田スミ君紹介)(第八四四四四号)
- 一四 同(古堅実吉君紹介)(第八四四五五号)
- 一五 同(正森成二君紹介)(第八四六六六号)
- 一六 同(三浦久君紹介)(第八四七七七号)
- 一七 同(山原健二郎君紹介)(第八四八八八号)
- 一八 同(吉井英勝君紹介)(第八四九九九号)
- 一九 同(沢藤礼次郎君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二〇 同(土井たか子君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二一 同(児玉健次君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二二 同(網岡雄雄君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二三 同(清水勇君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二四 同(田中昭一君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二五 同(山原健二郎君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二六 同(外口玉子君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二七 同(古堅実吉君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二八 同(五島正規君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 二九 同(大野由利子君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 三〇 同(上原康助君紹介)(第八五〇〇〇号)
- 三一 児童の権利条約の批准に関する請願(東順治君紹介)(第二二九〇号)
- 三二 同(江田五月君紹介)(第二二九一〇号)
- 三三 同(高木義明君紹介)(第三三二四二号)
- 三四 同(阿部末喜男君紹介)(第三三二七号)

[illegible]



|    |                                                                            |    |                                    |     |                         |     |                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------|-----|-------------------------|-----|-------------------------|
| 三二 | 重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(菅直人君紹介)(第一一三三号) | 六二 | 同(坂本剛二君紹介)(第二二九一号)                 | 九三  | 同(亀井静香君紹介)(第二三七六号)      | 一二九 | 同(上原康助君紹介)(第一四七〇号)      |
| 三三 | 同(児玉健次君紹介)(第一一九七号)                                                         | 六三 | 同(坂本三十次君紹介)(第二二九二号)                | 九四  | 同(亀井静香君紹介)(第二三七六号)      | 一二九 | 同(上原康助君紹介)(第一四七〇号)      |
| 三四 | 同(柳田登君紹介)(第一二二六号)                                                          | 六四 | 同(自見庄三郎君紹介)(第二二九三三三)               | 九五  | 同(小坂憲次君紹介)(第二三七八八号)     | 一三〇 | 同(遠藤登君紹介)(第一四七二二号)      |
| 三五 | 同(野呂昭彦君紹介)(第一二一八八号)                                                        | 六五 | 同(鈴木俊一君紹介)(第二二九四四四)                | 九六  | 同(志賀節君紹介)(第二三七九七九号)     | 一三一 | 同(小川信君紹介)(第一四七三三三)      |
| 三六 | 同(柳田登君紹介)(第一二一九九号)                                                         | 六六 | 同(住博司君紹介)(第二二九五五五)                 | 九七  | 同(塩谷立君紹介)(第二三八〇〇〇号)     | 一三二 | 同(小野信一君紹介)(第一四七四四四)     |
| 三七 | 同(中野寛成君紹介)(第一二二九九号)                                                        | 六七 | 同(関谷勝嗣君紹介)(第二二九六六六)                | 九八  | 同(渡海紀三朗君紹介)(第二三八一一一)    | 一三三 | 同(緒方克陽君紹介)(第一四七五五五)     |
| 三八 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願(栗屋敏信君紹介)(第一二六八八号)                                        | 六八 | 同(谷洋一君紹介)(第二二九七七七)                 | 九九  | 同(徳田虎雄君紹介)(第二三八二二二)     | 一三四 | 同(太田誠一君紹介)(第一四七六六六)     |
| 三九 | 同(愛野興一郎君紹介)(第一二六九九号)                                                       | 六九 | 同(戸塚進也君紹介)(第二二九九九九)                | 一〇〇 | 同(島居一雄君紹介)(第二三八三三三)     | 一三五 | 同(川俣健二郎君紹介)(第一四七七七七)    |
| 四〇 | 同(伊東正義君紹介)(第一二七〇〇号)                                                        | 七〇 | 同(中西啓介君紹介)(第二三〇〇〇〇)                | 一〇一 | 同(西田司君紹介)(第二三八四四四)      | 一三六 | 同(木部佳昭君紹介)(第一四七八八八)     |
| 四一 | 同(伊藤崇一郎君紹介)(第一二七一七号)                                                       | 七一 | 同(中山成彬君紹介)(第二三〇〇一〇)                | 一〇二 | 同(畑英次郎君紹介)(第二三八五五五)     | 一三七 | 同(北川昌典君紹介)(第一四七九九九)     |
| 四二 | 同(今枝敬雄君紹介)(第一二七二二二)                                                        | 七二 | 同(野呂昭彦君紹介)(第二三〇〇二〇)                | 一〇三 | 同(畑英次郎君紹介)(第二三八五五五)     | 一三八 | 同(小林守君紹介)(第一四八〇〇〇)      |
| 四三 | 同(若原毅君紹介)(第一二七三三三)                                                         | 七三 | 同(野呂昭彦君紹介)(第二三〇〇三〇)                | 一〇四 | 同(平田辰一郎君紹介)(第二三八八七七)    | 一三九 | 同(小松定男君紹介)(第一四八一一一)     |
| 四四 | 同(宇野宗佑君紹介)(第一二七四四四)                                                        | 七四 | 同(原田昇左右君紹介)(第二三〇〇四〇)               | 一〇五 | 同(平沼起夫君紹介)(第二三八八八八)     | 一四〇 | 同(五島正規君紹介)(第一四八二二二)     |
| 四五 | 同(衛藤成一君紹介)(第一二七五五五)                                                        | 七五 | 同(東力君紹介)(第二三〇〇五〇)                  | 一〇六 | 同(細田博之君紹介)(第二三八八九九)     | 一四一 | 同(外一件(高村正彦君紹介)(第一四八三三三) |
| 四六 | 同(小沢一郎君紹介)(第一二七六六六)                                                        | 七六 | 同(福永信彦君紹介)(第二三〇〇六〇)                | 一〇七 | 同(前田武志君紹介)(第二三八九〇〇)     | 一四二 | 同(外一件(左近正男君紹介)(第一四八四四四) |
| 四七 | 同(大野功統君紹介)(第一二七七七七)                                                        | 七七 | 同(船田元君紹介)(第二三〇〇七〇)                 | 一〇八 | 同(松田岩夫君紹介)(第二三八九一一)     | 一四三 | 同(外一件(左近正男君紹介)(第一四八四四四) |
| 四八 | 同(大原一三君紹介)(第一二七八八八)                                                        | 七八 | 同(保利耕輔君紹介)(第二三〇〇八〇)                | 一〇九 | 同(光武顯君紹介)(第二三八九二二)      | 一四四 | 同(沢藤礼次郎君紹介)(第一四八五五五)    |
| 四九 | 同(近江巳記夫君紹介)(第一二七九九九)                                                       | 七九 | 同(真鍋光広君紹介)(第二三〇〇九〇)                | 一一〇 | 同(村上誠一郎君紹介)(第二三八九三三)    | 一四五 | 同(嶋崎謙君紹介)(第一四八六六六)      |
| 五〇 | 同(狩野勝君紹介)(第一二八〇〇〇)                                                         | 八〇 | 同(外一件(武藤嘉文君紹介)(第二三一一〇〇)            | 一一一 | 同(相沢英之君紹介)(第二三八九四四)     | 一四六 | 同(清水勇君紹介)(第一四八七七七)      |
| 五一 | 同(梶山静六君紹介)(第一二八一八八)                                                        | 八一 | 同(村岡兼造君紹介)(第二三一一一一)                | 一一二 | 同(井出正一君紹介)(第二三八九五五)     | 一四七 | 同(田中昭一君紹介)(第一四八八八八)     |
| 五二 | 同(外四件(片岡武司君紹介)(第一二八二二二)                                                    | 八二 | 同(持永和見君紹介)(第二三一二二二)                | 一一三 | 同(伊吹文明君紹介)(第二三八九六六)     | 一四八 | 同(戸田菊雄君紹介)(第一四八九九九)     |
| 五三 | 同(金子原二郎君紹介)(第一二八三三三)                                                       | 八三 | 同(森田一君紹介)(第二三一二三三)                 | 一一四 | 同(石田祝穂君紹介)(第二三八九七七)     | 一四九 | 同(永井孝信君紹介)(第一四九〇〇〇)     |
| 五四 | 同(木村義雄君紹介)(第一二八四四四)                                                        | 八四 | 同(柳沢伯夫君紹介)(第二三一二四四)                | 一一五 | 同(遠藤武彦君紹介)(第二三八九八八)     | 一五〇 | 同(外一件(鉢呂吉雄君紹介)(第一四九〇〇〇) |
| 五五 | 同(熊谷弘君紹介)(第一二八五五五)                                                         | 八五 | 同(山口俊一君紹介)(第二三一二五五)                | 一一六 | 同(大野由利子君紹介)(第二三八九九九)    | 一五一 | 同(前島秀行君紹介)(第一四九一一一)     |
| 五六 | 同(外一件(倉成正君紹介)(第二二八六六六)                                                     | 八六 | 同(山下元利君紹介)(第二三一二六六)                | 一一七 | 同(菅直人君紹介)(第一四三三八八)      | 一五二 | 同(松浦利尚君紹介)(第一四九二二二)     |
| 五七 | 同(古賀誠君紹介)(第一二八七七七)                                                         | 八七 | 同(外二件(渡辺一君紹介)(第二三一二七七)             | 一一八 | 同(田澤吉郎君紹介)(第一四三三九九)     | 一五三 | 同(松原裕雄君紹介)(第一四九三三三)     |
| 五八 | 同(左藤恵君紹介)(第一二八八八八)                                                         | 八八 | 国立腎センター設立に関する請願(岡田克也君紹介)(第一三三六九六)  | 一一九 | 同(武村正義君紹介)(第一四四〇〇〇)     | 一五四 | 同(松原裕雄君紹介)(第一四九四四四)     |
| 五九 | 同(斎藤斗志二君紹介)(第一二八九九九)                                                       | 八九 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願(石井二君紹介)(第一三三七二二) | 一二〇 | 同(戸井田三郎君紹介)(第一四四〇一一)    | 一五五 | 同(松原仰君紹介)(第一四九五五五)      |
| 六〇 | 同(坂井隆憲君紹介)(第一二九〇〇〇)                                                        | 九〇 | 同(大石千八君紹介)(第一三三七三三)                | 一二一 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第一四四一二二)     | 一五六 | 同(三野優美君紹介)(第一四九六六六)     |
|    |                                                                            | 九一 | 同(大野明君紹介)(第一三三七四四)                 | 一二二 | 同(増子輝彦君紹介)(第一四四一三三)     | 一五七 | 同(水田稔君紹介)(第一四九七七七)      |
|    |                                                                            | 九二 | 同(外一件(岡田克也君紹介)(第一三三七五五)            | 一二三 | 同(増岡博之君紹介)(第一四四一四四)     | 一五八 | 同(元信秀君紹介)(第一四九九八八)      |
|    |                                                                            |    |                                    | 一二四 | 同(松岡利勝君紹介)(第一四四一五五)     | 一五九 | 同(安田修三君紹介)(第一五〇〇九九)     |
|    |                                                                            |    |                                    | 一二五 | 同(三塚博君紹介)(第一四四一六六)      | 一六〇 | 同(山中未治君紹介)(第一五〇一〇〇)     |
|    |                                                                            |    |                                    | 一二六 | 同(池端清一君紹介)(第一四四一七七)     |     |                         |
|    |                                                                            |    |                                    | 一二七 | 同(井上晋方君紹介)(第一四四一八八)     |     |                         |
|    |                                                                            |    |                                    | 一二八 | 同(外一件(上田利正君紹介)(第一四四一九九) |     |                         |



|     |                                                            |     |                                                                            |     |                                     |     |                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 二七六 | 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(堀込征雄君紹介)(第二七〇六号) | 三〇六 | 同(木村守男君紹介)(第二七五十一号)                                                        | 三三二 | 同(森田一君紹介)(第二九九三三三)                  | 三五五 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(北川昌典君紹介)(第三三六四号)                                       |
| 二七七 | 在宅障害者の介護体制確立に関する請願(遠藤登君紹介)(第二七三十一号)                        | 三〇七 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第二七五二二)                                                         | 三三三 | 同(山中末治君紹介)(第三〇六九号)                  | 三五六 | 同(岡田克也君紹介)(第三三三六六)                                                         |
| 二七八 | 同(岩村卯一郎君紹介)(第二七三二二)                                        | 三〇八 | 同(船田元君紹介)(第二七五三三)                                                          | 三三四 | 電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九九四四) | 三五七 | 同(小泉純一郎君紹介)(第三三三七七)                                                        |
| 二七九 | 同(木村守男君紹介)(第二七三三三)                                         | 三〇九 | 同(保利耕輔君紹介)(第二七五四四)                                                         | 三三五 | 同(田邊國男君紹介)(第二九九五五)                  | 三五八 | 同(鴻池祥肇君紹介)(第三三三八八)                                                         |
| 二八〇 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第二七三四四)                                         | 三一〇 | 同(小里貞利君紹介)(第二七八七〇)                                                         | 三三六 | 同(田邊國男君紹介)(第二九九五五)                  | 三五九 | 同(前田武志君紹介)(第三三三九九)                                                         |
| 二八一 | 同(船田元君紹介)(第二七三五五)                                          | 三一〇 | 同(沢藤礼次郎君紹介)(第二八七一〇)                                                        | 三三七 | 同(森田一君紹介)(第二九九七〇)                   | 三六〇 | 介護用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(北川昌典君紹介)(第三三六五五)                             |
| 二八二 | 同(保利耕輔君紹介)(第二七三六六)                                         | 三一一 | 同(東力君紹介)(第二八七二二)                                                           | 三三八 | 同(山中末治君紹介)(第三〇七〇)                   | 三六一 | 同(岡田克也君紹介)(第三三三六五)                                                         |
| 二八三 | 同(小里貞利君紹介)(第二八六一一)                                         | 三一二 | 重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(網岡雄君紹介)(第二八四四四) | 三三九 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                  | 三六二 | 同(小泉純一郎君紹介)(第三三三三三)                                                        |
| 二八四 | 同(沢藤礼次郎君紹介)(第二八六二二)                                        | 三一三 | 同(池端清一君紹介)(第二八四五五)                                                         | 三三〇 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                  | 三六三 | 同(前田武志君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二八五 | 同(東力君紹介)(第二八六三三)                                           | 三一四 | 同(菅直人君紹介)(第二八九四四)                                                          | 三三一 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                  | 三六四 | 電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(北川昌典君紹介)(第三三三三三)                                        |
| 二八六 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(遠藤登君紹介)(第二七三七七)                        | 三一五 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願(川崎寛治君紹介)(第二九四四五)                                         | 三三二 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                  | 三六五 | 同(前田武志君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二八七 | 同(岩村卯一郎君紹介)(第二七三八八)                                        | 三一六 | 肝疾患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(児玉健次君紹介)(第二九六七七)                                  | 三三三 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                  | 三六六 | 同(岡田克也君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二八八 | 同(木村守男君紹介)(第二七三九〇)                                         | 三一七 | 同(坂井隆憲君紹介)(第二九六八八)                                                         | 三三四 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三六七 | 同(小泉純一郎君紹介)(第三三三三三)                                                        |
| 二八九 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第二七四〇〇)                                         | 三一八 | 同(坂井隆憲君紹介)(第二九六八八)                                                         | 三三三 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三六八 | 同(前田武志君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九〇 | 同(船田元君紹介)(第二七四一一)                                          | 三一九 | 在宅障害者の介護体制確立に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九八二二)                                        | 三三四 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三六九 | 同(前田武志君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九一 | 同(保利耕輔君紹介)(第二七四二二)                                         | 三二〇 | 同(田邊國男君紹介)(第二九八三三)                                                         | 三三三 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七〇 | 国立腎センター設立に関する請願(三塚博君紹介)(第三三三三三)                                            |
| 二九二 | 同(小里貞利君紹介)(第二八六四四)                                         | 三二一 | 同(三塚博君紹介)(第二九八四四)                                                          | 三三四 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七一 | 重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(柳田稔君紹介)(第三三三三三) |
| 二九三 | 同(沢藤礼次郎君紹介)(第二八六五五)                                        | 三二二 | 同(森田一君紹介)(第二九八五五)                                                          | 三三五 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七二 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九四 | 同(東力君紹介)(第二八六六六)                                           | 三二三 | 同(山中末治君紹介)(第三〇六七七)                                                         | 三三六 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七三 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九五 | 介護用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(遠藤登君紹介)(第二七四三三)              | 三二四 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九八六六)                                       | 三三七 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七四 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願(網岡雄君紹介)(第三三三三三)                                          |
| 二九六 | 同(岩村卯一郎君紹介)(第二七四四四)                                        | 三二五 | 同(田邊國男君紹介)(第二九八七七)                                                         | 三三八 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七五 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九七 | 同(木村守男君紹介)(第二七四五五)                                         | 三二六 | 同(三塚博君紹介)(第二九八八八)                                                          | 三三九 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七六 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九八 | 同(丹羽雄哉君紹介)(第二七四六六)                                         | 三二七 | 同(森田一君紹介)(第二九八九九)                                                          | 三三〇 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七七 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 二九九 | 同(船田元君紹介)(第二七四七七)                                          | 三二八 | 同(山中末治君紹介)(第三〇六八八)                                                         | 三三一 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七八 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 三〇〇 | 同(保利耕輔君紹介)(第二七四八八)                                         | 三二九 | 介護用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(岩田順介君紹介)(第二九九〇〇)                             | 三三二 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   | 三七九 | 同(山田正人君紹介)(第三三三三三)                                                         |
| 三〇一 | 同(小里貞利君紹介)(第二八六七七)                                         | 三三〇 | 同(田邊國男君紹介)(第二九九一一)                                                         | 三三三 | 同(柳田稔君紹介)(第三三三三三)                   |     |                                                                            |
| 三〇二 | 同(沢藤礼次郎君紹介)(第二八六八八)                                        | 三三一 | 同(三塚博君紹介)(第二九九二二)                                                          |     |                                     |     |                                                                            |
| 三〇三 | 同(東力君紹介)(第二八六九九)                                           |     |                                                                            |     |                                     |     |                                                                            |
| 三〇四 | 電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(遠藤登君紹介)(第二七四九〇)                         |     |                                                                            |     |                                     |     |                                                                            |
| 三〇五 | 同(岩村卯一郎君紹介)(第二七五〇〇)                                        |     |                                                                            |     |                                     |     |                                                                            |

|     |                                                             |     |                                        |     |                         |     |                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------|-----|-------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 三八〇 | 重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第三三九一号) | 三九六 | 電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(瓦力君紹介)(第三五四一号)      | 四一三 | 同外二件(永井孝信君紹介)(第三六八三号)   | 四三四 | 同外二件(丹羽雄哉君紹介)(第三八五四号)                                                      |
| 三八一 | 在宅障害者の介護体制確立に関する請願(小岩井清君紹介)(第三四二六号)                         | 三九七 | 同(田口健二君紹介)(第三五九九号)                     | 四一四 | 同外二件(野呂昭彦君紹介)(第三六八四号)   | 四三五 | 同(山口俊一君紹介)(第三八五五号)                                                         |
| 三八二 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(小岩井清君紹介)(第三四二七号)                        | 三九八 | 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(石田祝稔君紹介)(第三六四三号) | 四一五 | 同外二件(畑英次郎君紹介)(第三六八五号)   | 四三六 | 同(小沢和秋君紹介)(第三八五六号)                                                         |
| 三八三 | 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(小岩井清君紹介)(第三四二八号)               | 三九九 | 同外二件(川俣健二君紹介)(第三六四四号)                  | 四一六 | 同(平田辰一郎君紹介)(第三六八六号)     | 四三七 | 同(金子満広君紹介)(第三八五七号)                                                         |
| 三八四 | 電動車椅子の支給基準緩和に関する請願(小岩井清君紹介)(第三四二九号)                         | 四〇〇 | 同外二件(河上重雄君紹介)(第三六四五号)                  | 四一七 | 同外二件(牧野隆守君紹介)(第三六八七号)   | 四三八 | 同(木島日出夫君紹介)(第三八五八号)                                                        |
| 三八五 | 国立腎センター設立に関する請願(沖田正人君紹介)(第三四七一号)                            | 四〇一 | 同外二件(栗屋敏信君紹介)(第三六七一号)                  | 四一八 | 同(三原朝彦君紹介)(第三六八八号)      | 四三九 | 同(児玉健次君紹介)(第三八五九号)                                                         |
| 三八六 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願(村田敬次郎君紹介)(第三四七二号)                         | 四〇二 | 同外二件(伊東秀子君紹介)(第三六七二号)                  | 四一九 | 同(村田敬次郎君紹介)(第三六八九号)     | 四四〇 | 同(佐藤祐弘君紹介)(第三八六〇号)                                                         |
| 三八七 | 老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第三四七五号)       | 四〇三 | 同外二件(池端清一君紹介)(第三六七三号)                  | 四二〇 | 同(石破茂君紹介)(第三七四〇号)       | 四四一 | 同(倉野悦子君紹介)(第三八六一号)                                                         |
| 三八八 | 同(伊藤茂君紹介)(第三五〇〇号)                                           | 四〇四 | 同外二件(岩田順介君紹介)(第三六七四号)                  | 四二一 | 同(遠藤和良君紹介)(第三七四一号)      | 四四二 | 同(辻第一君紹介)(第三八六二号)                                                          |
| 三八九 | 同(池田元久君紹介)(第三五〇一号)                                          | 四〇五 | 同外二件(衛藤成一君紹介)(第三六七五号)                  | 四二二 | 同外三件(大石千八君紹介)(第三七四二号)   | 四四三 | 同(寺前慶君紹介)(第三八六三号)                                                          |
| 三九〇 | 在宅障害者の介護体制確立に関する請願(瓦力君紹介)(第三五三八号)                           | 四〇六 | 同外二件(岡崎宏美君紹介)(第三六七六号)                  | 四二三 | 同(田澤吉郎君紹介)(第三七四三号)      | 四四四 | 同(東中光雄君紹介)(第三八六四号)                                                         |
| 三九一 | 同(田口健二君紹介)(第三五九六号)                                          | 四〇七 | 同外二件(加藤卓二君紹介)(第三六七七号)                  | 四二四 | 同(外口玉子君紹介)(第三七四四号)      | 四四五 | 同(不破哲三君紹介)(第三八六五号)                                                         |
| 三九二 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(瓦力君紹介)(第三五三九号)                          | 四〇八 | 同(菅直人君紹介)(第三六七八号)                      | 四二五 | 同外二件(土肥隆一君紹介)(第三七四五号)   | 四四六 | 同(藤田スミ君紹介)(第三八六六号)                                                         |
| 三九三 | 同(田口健二君紹介)(第三五九七号)                                          | 四〇九 | 同(亀井静香君紹介)(第三六七九号)                     | 四二六 | 同外二件(宮路和明君紹介)(第三七四六号)   | 四四七 | 同(古堅実吉君紹介)(第三八六七号)                                                         |
| 三九四 | 介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(瓦力君紹介)(第三五四〇号)                 | 四一〇 | 同外二件(鈴木俊一君紹介)(第三六八〇号)                  | 四二七 | 同外二件(築瀬進君紹介)(第三七四七号)    | 四四八 | 同(正森成二君紹介)(第三八六八号)                                                         |
| 三九五 | 同(田口健二君紹介)(第三五九八号)                                          | 四一一 | 同外二件(鈴木久君紹介)(第三六八一号)                   | 四二八 | 同外二件(愛野興一郎君紹介)(第三三八四八号) | 四四九 | 同(三浦久君紹介)(第三八六九号)                                                          |
|     |                                                             | 四一二 | 同外二件(住博司君紹介)(第三六八二号)                   | 四二九 | 同外二件(網岡雄君紹介)(第三八四九号)    | 四五〇 | 同(山原健二郎君紹介)(第三八七〇号)                                                        |
|     |                                                             |     |                                        | 四三〇 | 同(岩垂寿喜男君紹介)(第三八五〇号)     | 四五一 | 同(山原健二郎君紹介)(第三八七〇号)                                                        |
|     |                                                             |     |                                        | 四三一 | 同(岡田克也君紹介)(第三八五一号)      | 四五二 | 腎疾患総合対策早期確立に関する請願外二件(網岡雄君紹介)(第三八四七号)                                       |
|     |                                                             |     |                                        | 四三二 | 同外五件(沖田正人君紹介)(第三八五二号)   | 四五三 | 同(網岡雄君紹介)(第三八四七号)                                                          |
|     |                                                             |     |                                        | 四三三 | 同(徳田虎雄君紹介)(第三八五三号)      | 四五四 | 同(野坂浩賢君紹介)(第三八三七号)                                                         |
|     |                                                             |     |                                        |     |                         | 四五五 | 老人医療・福祉施設の充実、介護要員確保などの関連予算の増額に関する請願(加藤万吉君紹介)(第三六七〇号)                       |
|     |                                                             |     |                                        |     |                         | 四五六 | 同(大出俊君紹介)(第三八四七号)                                                          |
|     |                                                             |     |                                        |     |                         | 四五七 | 重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(石破茂君紹介)(第三七二二号) |

[illegible]

- 二七 同(増子輝彦君紹介)(第三九三九号)
- 二八 同(小坂憲次君紹介)(第三九九六号)
- 二九 同(水田稔君紹介)(第三九九七号)
- 三〇 同(佐藤守良君紹介)(第四一五一号)
- 三一 同(宮里松正君紹介)(第四一五二号)
- 三二 同(大石千八君紹介)(第四二七一号)
- 三三 同(鯨岡兵輔君紹介)(第四二七二号)
- 三四 同(川端達夫君紹介)(第四六九九号)

(建設委員会)

(建設委員会)

- 一 有料道路通行料金身体障害者割引制度  
に対する内部障害者等への適用拡大に  
関する請願（金子原二郎君紹介）（第  
三二七号）
- 二 同（植竹繁雄君紹介）（第三二八号）
- 三 同外二件（片岡武司君紹介）（第三三  
九号）
- 四 同（久野統一郎君紹介）（第三三〇号）
- 五 同（古賀誠君紹介）（第三三一号）
- 六 同（木村守男君紹介）（第三三九七号）
- 七 同外一件（北村直人君紹介）（第三三  
九八号）
- 八 同（小坂憲次君紹介）（第三三九九号）
- 九 同外一件（塩谷立君紹介）（第三四〇〇  
号）
- 一〇 同（菅原喜重郎君紹介）（第三四〇一号）
- 一一 同（渡海紀三朗君紹介）（第三四〇二号）
- 一二 同（光武顕君紹介）（第三四〇三号）
- 一三 同（井出正一君紹介）（第三四四九号）
- 一四 同（萩山教蔵君紹介）（第三五〇九号）
- 一五 同（山本有二君紹介）（第三五九二号）
- 一六 同（石井智君紹介）（第三六三九号）
- 一七 同（木間章君紹介）（第三六四〇号）

- 一八 同(貴志八郎君紹介)(第一六四一号)
- 一九 同(野田実君紹介)(第一六四二号)
- 二〇 同(松本龍君紹介)(第一六四三号)
- 二一 同(三野優美君紹介)(第一六四四号)
- 二二 同(山内弘君紹介)(第一六四五号)
- 二三 同(吉井光昭君紹介)(第一六四六号)
- 二四 同(瓦力君紹介)(第一七八一号)
- 二五 同(村井仁君紹介)(第一九八四号)
- 二六 同(島村宜伸君紹介)(第二二七五号)
- 二七 同(辻第一君紹介)(第二八五一号)
- 二八 内部障害者等への有料道路通行料の割引に関する請願(北側一雄君紹介)(第三〇八六号)
- 二九 同(和田貞夫君紹介)(第三〇八七号)
- 三〇 建設省職員の増員に関する請願(吉井光昭君紹介)(第三六五〇号)
- 三一 建設省の公共事業関係職員的大幅増員に関する請願(三野優美君紹介)(第四二七三号)
- 三二 同(木間章君紹介)(第四三七八号)
- 三三 有料道路通行料金身体障害者割引制度に対する内部障害者等への適用拡大に関する請願(飯仲義彦君紹介)(第四五一八号)
- 三四 建設省職員の増員に関する請願(伊藤英成君紹介)(第四七〇二号)
- 三五 建設省の公共事業関係職員的大幅増員に関する請願(辻第一君紹介)(第四七〇三号)
- 三六 同(藤田スミ君紹介)(第四八五六号)
- 三七 同(松本龍君紹介)(第四八五七号)

(環境委員会)

- 一 地球環境の保全に関する請願(北沢清功君紹介)(第二六三九号)
  - 二 同(串原義直君紹介)(第二六四〇号)
  - 三 同(清水勇君紹介)(第二六四一号)
  - 四 同(堀込征雄君紹介)(第二七一一号)
  - 五 同(井出正一君紹介)(第三一八八号)
  - 六 同(小坂憲次君紹介)(第三一八九号)
  - 七 同(田中秀征君紹介)(第三一九〇号)
  - 八 同(村井仁君紹介)(第三一九一号)
  - 九 同(木島日出夫君紹介)(第三二九四号)
  - 一〇 同(中島衛君紹介)(第三二九五号)
  - 一一 同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三九七号)
- (沖縄及び北方問題に関する特別委員会)
- 一 北方領土問題の解決促進に関する請願(上原康助君紹介)(第二七九号)
  - 二 同(上原康助君紹介)(第四七〇号)
  - 三 北方領土返還促進に関する請願(鈴木宗男君外四名紹介)(第一八八八号)

(各委員会閉会中審査申出案件)

- 内閣委員会
- 一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、第百二十回国会衆法第一五号)
  - 二、行政機構並びにその運営に関する件
  - 三、恩給及び法制一般に関する件
  - 四、公務員の制度及び給与に関する件
  - 五、栄典に関する件
- 地方行政委員会
- 一、留置施設法案(内閣提出、第百二十回国会衆法第一五号)

(会閣法第八六号)

- 二、地方自治に関する件
  - 三、地方財政に関する件
  - 四、警察に関する件
  - 五、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、刑事施設法案(内閣提出、第百二十回国会衆法第八七号)
  - 二、刑事施設法施行法案(内閣提出、第百二十回国会衆法第八八号)
  - 三、製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案(日笠勝之君外八名提出、衆法第一号)
  - 四、裁判所の司法行政に関する件
  - 五、法務行政及び檢察行政に関する件
  - 六、国内治安に関する件
  - 七、人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 二、税制に関する件
- 三、関税に関する件
- 四、金融に関する件
- 五、証券取引に関する件
- 六、外国為替に関する件
- 七、国有財産に関する件
- 八、専売事業に関する件
- 九、印刷事業に関する件
- 一〇、造幣事業に関する件

大蔵委員会

- 一、学校の教育法等の一部を改正する法律案
- 二、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 三、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 四、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 五、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 六、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 七、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 八、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 九、学校教育法等の一部を改正する法律案
- 一〇、学校教育法等の一部を改正する法律案

(中西績介君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)

- 二、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十八回国会衆法第一〇号)
- 三、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百十八回国会衆法第一号)
- 四、文部行政の基本施策に関する件
- 五、学校教育に関する件
- 六、社会教育に関する件
- 七、体育に関する件
- 八、学術研究及び宗教に関する件
- 九、国際文化交流に関する件
- 一〇、文化財保護に関する件

厚生委員会

- 一、厚生関係の基本施策に関する件
- 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 三、農林水産委員会
- 一、農林水産業の振興に関する件
- 二、農林水産物に関する件
- 三、農林水産業団体に関する件
- 四、農林水産金融に関する件
- 五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十八号)

- 二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（竹村幸雄君外十名提出、衆法第七号）
  - 三、廃棄物利用発電の促進に関する法律案（岡田利春君外五名提出、第百二十二回国会衆法第二号）
  - 四、通商産業の基本施策に関する件
  - 五、中小企業に関する件
  - 六、資源エネルギーに関する件
  - 七、特許及び工業技術に関する件
  - 八、経済の計画及び総合調整に関する件
  - 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
  - 一〇、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
- 一、海上保安庁の留置施設に関する法律案（内閣提出、第百二十回国会衆法第八号）
  - 二、陸運に関する件
  - 三、海運に関する件
  - 四、航空に関する件
  - 五、港湾に関する件
  - 六、海上保安に関する件
  - 七、観光に関する件
  - 八、気象に関する件
- 通信委員会
- 一、通信行政に関する件
  - 二、郵政事業に関する件
  - 三、郵政監察に関する件
  - 四、電気通信に関する件
  - 五、電波監理及び放送に関する件
- 労働委員会
- 一、短時間労働者の通常の労働者との均等待

- 遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案（水井孝信君外六名提出、衆法第二号）
- 二、労働関係の基本施策に関する件
  - 三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 建設委員会
- 一、住宅基本法案（吉井光昭君外二名提出、第百二十回国会衆法第三号）
  - 二、総合保養地域整備法の一部を改正する法律案（木間章君外九名提出、第百二十回国会衆法第一号）
  - 三、建設行政の基本施策に関する件
  - 四、都市計画に関する件
  - 五、河川に関する件
  - 六、道路に関する件
  - 七、住宅に関する件
  - 八、建築に関する件
  - 九、国土行政の基本施策に関する件
- 安全保障委員会
- 一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百十八回国会衆法第一八号）
  - 二、国の安全保障に関する件
- 科学技術委員会
- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
  - 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
  - 三、宇宙開発に関する件
  - 四、海洋開発に関する件
  - 五、生命科学に関する件
  - 六、新エネルギーの研究開発に関する件

- 環境委員会
- 一、空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案（小川国彦君外三名提出、第百十八回国会衆法第二号）
  - 二、環境保全の基本施策に関する件
  - 三、公害の防止に関する件
  - 四、自然環境の保護及び整備に関する件
  - 五、快適環境の創造に関する件
  - 六、公害健康被害救済に関する件
  - 七、公害紛争の処理に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会
- 一、平成元年度一般会計歳入歳出決算  
平成元年度特別会計歳入歳出決算  
平成元年度国税収納金整理資金受払計算書
  - 二、平成元年度政府関係機関決算書  
平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書
  - 三、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書  
平成元年度一般会計歳入歳出決算  
平成元年度特別会計歳入歳出決算  
平成元年度国税収納金整理資金受払計算書
  - 四、平成二年度政府関係機関決算書  
平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書
  - 五、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書
  - 六、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書
  - 七、平成二年度一般会計予備費使用総調書及算書

- 八、平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
  - 九、平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）
  - 一〇、平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その二）（承諾を求めるの件）
  - 一一、平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）
  - 一二、平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その一）（承諾を求めるの件）
  - 一三、平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その二）（承諾を求めるの件）
  - 一四、歳入歳出の実況に関する件
  - 一五、国有財産の増減及び現況に関する件
  - 一六、政府関係機関の経理に関する件
  - 一七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
  - 一八、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 議院運営委員会
- 一、国会法等改正に関する件
  - 二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、消費者保護基本法の一部を改正する法律案(倉田栄喜君外四名提出、第二百二十四回国会衆法第一三三号)

二、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外七名提出、第二百二十四回国会衆法第一四号)

二、沖縄及び北方問題に関する件

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土の利用に関する件

国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する件

○朗読を省略した議長長の報告

(要求書受領)

一、昨十八日、内閣から、科学技術会議議員に森巨君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、公正取引委員会委員に植木邦之君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、公書等調整委員会委員長に西山俊彦君を、同委員に川田裕郎君及び長谷川慧重君を任命したので、公書等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に水原敏博君を、同委員に成田正路君及び三原英孝君を任命したので、大蔵省設置法第十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、漁港審議会委員に池尻文二君、海老澤順三君、坂井滋郎君、高井幸左衛門君、土田信子君、土屋孟君、畑中一君、藤野慎吾君及び松田幸一君を任命したので、漁港法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、運輸審議会委員に黒川武君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に青木彰君、小林庄一郎君、塩谷稔君、

福田百合子君及び藤野貞雄君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、昨十八日、本院は、科学技術会議議員に森巨君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、公書等調整委員会委員長に西山俊彦君を、同委員に川田裕郎君及び長谷川慧重君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に青木彰君、小林庄一郎君、塩谷稔君、福田百合子君及び藤野貞雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、公正取引委員会委員に植木邦之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、証券取引等監視委員会委員長に水原敏博君を、同委員に成田正路君及び三原英孝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は、運輸審議会委員に黒川武君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(応召議員)

一、今十九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

北海道第三区選出

(議員死去)

一、さきに永年在职議員として院議表彰された福島第三区選出議員齋藤邦吉君は、昨十八日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

伊東 正義君

中村喜四郎君

甘利 明君

北川 正恭君

科学技術委員

辞任

中馬 弘毅君

伊東 正義君

今十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

葉梨 信行君

綿貫 民輔君

大石 千八君

中谷 元君

地方行政委員

辞任

森 喜朗君

佐藤謙一郎君

補欠

甘利 明君

北川 正恭君

伊東 正義君

中村喜四郎君

補欠

伊東 正義君

中馬 弘毅君

補欠

中谷 元君

大石 千八君

綿貫 民輔君

葉梨 信行君

補欠

佐藤謙一郎君

森 喜朗君

|                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                                    |  |                                                                                              |  |                                                                                                                                                               |  |                                                                         |  |                                                                       |  |                                                                   |  |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                               |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                            |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>法務委員</p> <p>江崎 真澄君<br/>亀井 静香君<br/>熊谷 弘君<br/>中野 寛成君<br/>衛藤 晟一君<br/>鈴木 宗男君<br/>増田 敏男君<br/>大内 啓伍君</p> <p>補欠</p> <p>鈴木 宗男君<br/>衛藤 晟一君<br/>増田 敏男君<br/>大内 啓伍君<br/>亀井 静香君<br/>江崎 真澄君<br/>熊谷 弘君<br/>中野 寛成君</p> |  | <p>外務委員</p> <p>唐沢俊二郎君<br/>古賀 一成君<br/>中村喜四郎君<br/>長勢 甚遠君<br/>松浦 昭君<br/>石井 一君<br/>小沢 一郎君<br/>塩崎 潤君<br/>葉梨 信行君<br/>綿貫 民輔君</p> <p>補欠</p> <p>葉梨 信行君<br/>綿貫 民輔君<br/>小沢 一郎君<br/>石井 一君<br/>塩崎 潤君<br/>長勢 甚遠君<br/>中村喜四郎君<br/>松浦 昭君<br/>唐沢俊二郎君<br/>古賀 一成君</p> |  | <p>厚生委員</p> <p>石田 祝稔君<br/>市川 雄一君<br/>農林水産委員</p> <p>補欠</p> <p>市川 雄一君<br/>石田 祝稔君</p> |  | <p>農林水産委員</p> <p>鈴木 俊一君<br/>岩屋 毅君<br/>岩屋 毅君<br/>鈴木 俊一君</p> <p>補欠</p> <p>岩屋 毅君<br/>鈴木 俊一君</p> |  | <p>商工委員</p> <p>奥田 幹生君<br/>谷川 和穂君<br/>武藤 嘉文君<br/>小澤 潔君<br/>小坂 憲次君<br/>村上誠一郎君</p> <p>補欠</p> <p>小澤 潔君<br/>村上誠一郎君<br/>小坂 憲次君<br/>奥田 幹生君<br/>武藤 嘉文君<br/>谷川 和穂君</p> |  | <p>運輸委員</p> <p>細田 博之君<br/>福永 信彦君</p> <p>補欠</p> <p>福永 信彦君<br/>細田 博之君</p> |  | <p>通信委員</p> <p>森 英介君<br/>浅野 勝人君</p> <p>補欠</p> <p>浅野 勝人君<br/>森 英介君</p> |  | <p>労働委員</p> <p>田澤 吉郎君<br/>英介君</p> <p>補欠</p> <p>英介君<br/>田澤 吉郎君</p> |  | <p>安全保障委員</p> <p>石井 一君<br/>石原 伸晃君<br/>今津 寛君<br/>塩崎 潤君<br/>鈴木 宗男君<br/>中馬 弘毅君<br/>中尾 榮一君<br/>中谷 元君<br/>中山 成彬君<br/>中山 正暉君</p> <p>補欠</p> <p>鳩山由紀夫君<br/>森 喜朗君<br/>江崎 真澄君<br/>宮崎 茂一君<br/>亀井 静香君<br/>熊谷 弘君<br/>谷川 和穂君<br/>武藤 嘉文君<br/>田澤 吉郎君<br/>倉成 正君</p> |  | <p>予算委員</p> <p>倉成 正君<br/>市川 雄一君<br/>児玉 健次君<br/>大内 啓伍君<br/>亀井 善之君<br/>石田 祝稔君</p> <p>補欠</p> <p>亀井 善之君<br/>石田 祝稔君<br/>市川 雄一君<br/>倉成 正君<br/>中野 寛成君<br/>市川 雄一君</p> |  | <p>科学技術委員</p> <p>今井 勇君<br/>小沢 一郎君<br/>築瀬 進君<br/>赤城 徳彦君<br/>星野 行男君<br/>村田 吉隆君</p> <p>補欠</p> <p>村田 吉隆君<br/>星野 行男君<br/>赤城 徳彦君<br/>築瀬 進君<br/>小沢 一郎君<br/>今井 勇君</p> |  | <p>東 力君<br/>保利 耕輔君<br/>山下 元利君<br/>江崎 真澄君<br/>粕谷 茂君<br/>亀井 静香君<br/>熊谷 弘君<br/>倉成 正君<br/>田澤 吉郎君<br/>谷川 和穂君<br/>鳩山由紀夫君<br/>水野 清君<br/>宮崎 茂一君<br/>武藤 嘉文君<br/>森 喜朗君<br/>渡辺 栄一君</p> <p>補欠</p> <p>粕谷 茂君<br/>水野 清君<br/>渡辺 栄一君<br/>今津 寛君<br/>東 力君<br/>鈴木 宗男君<br/>中馬 弘毅君<br/>中山 正暉君<br/>中山 成彬君<br/>中尾 榮一君<br/>石井 一君<br/>保利 耕輔君<br/>塩崎 潤君<br/>中谷 元君<br/>石原 伸晃君<br/>山下 元利君</p> |  | <p>決算委員</p> <p>辻 第一君<br/>中野 寛成君</p> <p>補欠</p> <p>住 博司君<br/>北川 正恭君<br/>村上誠一郎君<br/>水野 清君<br/>渡辺 栄一君<br/>北川 正恭君<br/>住 博司君<br/>村上誠一郎君<br/>水野 清君<br/>渡辺 栄一君</p> |  | <p>(常任委員死去)</p> <p>一、昨十八日、労働委員齋藤邦吉君は死去され</p> <p>(理事補欠選任)</p> <p>一、今十九日、国会等の移転に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。</p> <p>理事 越智 伊平君 (理事山口敏夫君去る二日委員辞任につきその補欠)</p> <p>(特別委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、今十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員</p> <p>赤城 徳彦君<br/>築瀬 進君</p> <p>補欠</p> <p>赤城 徳彦君<br/>築瀬 進君</p> <p>公職選挙法改正に関する調査特別委員</p> <p>今津 寛君<br/>松岡 利勝君<br/>今津 寛君</p> <p>補欠</p> <p>松岡 利勝君<br/>今津 寛君</p> <p>国会等の移転に関する特別委員</p> <p>金丸 信君<br/>高橋 一郎君</p> <p>補欠</p> <p>高橋 一郎君</p> |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

谷 洋一君 井奥 貞雄君  
中村喜四郎君 佐藤謙一郎君  
原田昇左右君 小林 興起君  
村岡 兼造君 上草 義輝君  
金子 満広君 古堅 実吉君  
井奥 貞雄君 谷 洋一君  
上草 義輝君 村岡 兼造君  
小林 興起君 原田昇左右君  
佐藤謙一郎君 中村喜四郎君  
高橋 一郎君 金丸 信君  
古堅 実吉君 金子 満広君

(議案受領)

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案

(議案付託)

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成二年度一般会計歳入歳出決算  
平成二年度特別会計歳入歳出決算  
平成二年度国税収納金整理資金受払計算書  
平成二年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(北村哲男君外四名提出、参法第六号)(予)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、昨十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、昨十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

消防防災行政に関する質問主意書(寺前巖君提出)

診療報酬に関する質問主意書(児玉健次君提出)

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日  
参議院議長 長田 裕二  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

看護婦等の人材確保の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 看護婦等の人材確保の促進(第三条―第十三条)

第三章 ナースセンター

第一節 都道府県ナースセンター(第十四条―第十九条)

第二節 中央ナースセンター(第二十条―第二十三条)

第四章 雑則(第二十三条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受け

る者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「看護婦等」とは、保健婦、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士をいう。

2 この法律において「病院等」とは、病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第一項に規定する病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。)、助産所(同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。)、老人保健施設(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。次項において同じ。及び指定老人訪問看護事業(同法第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六十五条に規定する老人訪問看護事業をいう。)を行う事業所をいう。

3

この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び老人保健施設の開設者並びに老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者をいう。

第二章 看護婦等の人材確保の促進

第三条 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣(労働大臣にあつては次項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項に、文部大臣にあつては同項第二号に掲げる事項に限る。)は、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 看護婦等の就業の動向に関する事項

二 看護婦等の養成に関する事項

三 病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である看護婦等に係るものを除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。)に関する事項

四 看護婦等の資質の向上に関する事項

五 看護婦等の就業の促進に関する事項

六 その他看護婦等の確保の促進に関する重要事項

基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、あわせて当該看護婦等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を

3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び老人保健施設の開設者並びに老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者をいう。

第二章 看護婦等の人材確保の促進

第三条 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣(労働大臣にあつては次項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項に、文部大臣にあつては同項第二号に掲げる事項に限る。)は、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

(基本指針)

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 看護婦等の就業の動向に関する事項

二

看護婦等の養成に関する事項

三 病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である看護婦等に係るものを除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。)に関する事項

四 看護婦等の資質の向上に関する事項

五 看護婦等の就業の促進に関する事項

六 その他看護婦等の確保の促進に関する重要事項

基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、病院等に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、あわせて当該看護婦等が適切な処遇の下で、自信と誇りを持って心の通う看護を

3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び老人保健施設の開設者並びに老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者をいう。

第二章 看護婦等の人材確保の促進

第三条 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣(労働大臣にあつては次項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護婦等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項に、文部大臣にあつては同項第二号に掲げる事項に限る。)は、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

提供することができるよう、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生大臣及び文部大臣にあっては医療関係者審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、自治大臣に協議しなければならない。

5 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、看護婦等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善その他看護婦等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動(傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。)への国民の参加を促進することに努めなければならない。

ない。

4 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(病院等の開設者等の責務)

第五条 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護婦等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力を行うよう努めなければならない。

(看護婦等の責務)

第六条 看護婦等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第七条 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第八条 国及び都道府県は、看護婦等の確保を図るため必要があると認めるときは、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

(雇用福祉事業としての助成)

第九条 政府は、病院等に勤務する看護婦等の福祉の増進を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うものとする。

(公共職業安定所の職業紹介等)

第十条 公共職業安定所は、就業を希望する看護婦等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

(看護婦等就業協力員)

第十一条 都道府県は、社会的信望があり、かつ、看護婦等の業務について識見を有する者のうちから、看護婦等就業協力員を委嘱することができる。

2 看護婦等就業協力員は、都道府県の看護婦等の就業の促進その他看護婦等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力その他の活動を行う。

(看護婦等確保推進者の設置等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護婦等確保推進者を置かなければならない。

一 その有する看護婦等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生省令で定めるもの  
二 その他看護婦等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生省令で定めるもの

2 看護婦等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護婦等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護婦等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3 医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、看護士その他看護婦等の確保に関し必要な知識経験を有する者として厚生省令で定めるものでなければ、看護婦等確保推進者となることできない。

4 第一項に規定する病院の開設者は、看護婦等確保推進者を置いたときは、その日から三十日以内に、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に、その看護婦等確保推進者の氏名その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。看護婦等確保推進者を変更したときも、同様とする。

5 都道府県知事は、看護婦等確保推進者が第二項に規定する職務を怠った場合であつて、当該看護婦等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、第一項に規定する病院の開設者に対し、期限を定め、その変更を命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、第一項に規定する病院の開設者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(国の開設する病院についての特例)

第十三条 国の開設する病院については、政令で、この章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

第三章 ナースセンター

第一節 都道府県ナースセンター

(指定等)

第十四条 都道府県知事は、看護婦等の就業の促進その他の看護婦等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条第一項の許可を受けて看護婦等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものと

する。

一 病院等における看護婦等の確保の動向及び就業を希望する看護婦等の状況に関する調査を行うこと。

二 訪問看護(傷病者等に対し、その者の居宅において看護婦等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう)その他の看護についての知識及び技能に関し、看護婦等に対して研修を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、看護婦等に対し、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護婦等確保推進者等に対し、看護婦等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五 看護婦等について、無料の職業紹介事業を行うこと。

六 看護に関する啓発活動を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、看護婦等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(公共職業安定所との連携)

第十六条 都道府県センターは、公共職業安定所との密接な連携の下に前条第五号に掲げる業務を行わなければならない。

(事業計画等)

第十七条 都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令・労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生省令・労働省令で

定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第十八条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消さなければならない。

一 第十五条第五号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間について、同条第四項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後、同条第四項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

2 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県センターにその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第二節 中央ナースセンター

(指定)

第二十条 厚生大臣及び労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護婦等の確保を図り、もつて保健医療の向上に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター(以下「中央センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第二十一条 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。

二 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

三 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他の関係者に対し提供すること。

四 二以上の都道府県の区域における看護に關する啓発活動を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護婦等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(準用)

第二十二條 第十四條第三項から第五項まで、第十七條、第十八條及び第十九條第二項から第四項までの規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣及び労働大臣」と、第十四條第三項中「第一項」とあるのは「第二十條」と、第十八條中「この節」とあるのは「次節」と、「監督上」とあるのは「厚生大臣にあっては第二十一條各号に掲げる業務に關し、労働大臣にあっては第二十一條第二号に掲げる業務(都道府県センターの行う第十五條第一号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るものに限る。に關し監督上」と、第十九條第二項中「指定を」とあるのは「第二十條の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を」と、「第十五條各号」とあるのは「第二十一條各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同條第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

第四條 雑則

(経過措置)

第二十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(前

則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、二十万以下の過料に処する。

一 第十二條第一項の規定に違反して看護婦等確保推進者を置かなかつた者

二 第十二條第五項の規定による命令に違反した者

第二十五條 第十二條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二條 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第

号)」を、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 看護婦等の人材確保の促進に關する法律(平成四年法律第 号)を施行

すること。

第六條第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 看護婦等の人材確保の促進に關する法律の定めるところにより、基本指針を定め、並びに同法の規定に基づき中央ナースセンターを指定し、及びこれに對し、監督を行うこと。

第七條第四項中「指定に關する重要事項」の下に「を調査審議し、及び看護婦等の人材確保の促進に關する法律によりその権限に属せられた事項」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第四條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十三号の五の次に次の二号を加える。

四十三の六 看護婦等の確保を促進するため

の措置に關する基本的な指針の策定に關すること。

四十三の七 中央ナースセンターの監督に關すること。

第四條第五十一号中「及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第

号)」を、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

第五條第五十三号の三の次に次の二号を加える。

五十三の四 看護婦等の人材確保の促進に關する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

五十三の五 看護婦等の人材確保の促進に關する法律に基づいて、中央ナースセンターを指定し、及びこれに對し監督を行うこと。

(文部省設置法の一部改正)

第五條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 看護婦等の人材確保の促進に關する法律(平成四年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に属するものを処理すること。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保を促進するための措置に關する基本指針を定めるとともに、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護婦等の確保対策を適切に講ずることを基本理念とし

て、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する事項を定めた基本指針を策定すること。

2 国は、看護婦等の養成、資質の向上、処遇の改善、確保促進等のために必要な財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めるとともに、看護婦等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならぬこととし、併せて、地方公共団体は、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬこと。

3 病院等の開設者等は、看護婦等の処遇の改善等に努めなければならないこと。

4 国及び都道府県は、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うこと。

5 政府は、雇用保険法の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する必要な知識の習得のために必要な助成を行うこと。

6 公共職業安定所は、就業を希望する看護婦等の速やかな就職を促進するため、雇用情報の提供、職業指導及び就業のあっせんを行う等必要な措置を講ずること。

7 都道府県は、看護婦等の確保に関する施策及び看護に対する住民の関心と理解の増進に関する施策への協力等を行う看護婦等就業協力員を委嘱することができること。

8 看護婦等の員数が著しく不足している病院又は看護婦等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院の開設者は、病院の管理

者を補佐し、看護婦等の配置及び業務の改善に関する計画の策定等を行う看護婦等確保推進者を置かなければならぬこと。

9 都道府県知事は、看護婦等の就業の促進その他の看護婦等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定し、看護婦等に対する研修、相談、無料の職業紹介等を業務として行わせること。

10 厚生大臣及び労働大臣は、都道府県ナースセンターの指導、援助等を業務として行い、その健全な発展等を図ることを目的として設立された民法法人を、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンターとして指定することができること。

11 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(2) 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

## 二 議案の可決理由

我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、看護婦等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護婦等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置等を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成四年六月十九日

厚生委員長 牧野 隆守  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案  
当共済法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月二十四日

参議院議長 長田 裕二  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律  
(社会福祉事業法の一部改正)  
第一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 社会福祉事業(第五十七條—第七十條)」を

「第七章 社会福祉事業(第五十七條—第七十條)の二 社会福祉事業に從事する者の確保の促進」  
第二節 基本指針等(第七十條—第七十條の二)  
第一節 都道府県ナースセンター  
第二節 中央ナースセンター  
第三節 福利厚生センター(第七十條の二)

条(第七十條)  
事する者の確保の促進  
の二(第七十條の五)  
センター(第七十條の六—第七十條の十二)  
ター(第七十條の十三—第七十條の十五)  
七十條の十六—第七十條の二十)  
改める。

第七章の次に次の一章を加える。  
第七章の二 社会福祉事業に從事する者の確保の促進

第七章の二 社会福祉事業に從事する者の確保の促進

## 第一節 基本指針等

### (基本指針)

第七十條の二 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に從事する者(以下この章において「社会福祉事業従事者」という。)の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二 社会福祉事業を経営する者が行う、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三 前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、労働大臣及び自治大臣に協議するとともに、中央社会福祉審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業を営む者の講ずべき措置)  
第七十条の三 社会福祉事業を営む者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。

2 社会福祉事業を営む者は、前条第二項第四号に規定する措置の内容に即した措置を講ずる者に対し、必要な協力を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第七十条の四 国及び都道府県は、社会福祉事業を営む者に対し、第七十条の二第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第七十条の五 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二節 福祉人材センター

### 第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第七十条の六 都道府県知事は、社会福祉事業

に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十条の七 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。

三 社会福祉事業を営む者に対し、第七十条の二第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事

業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

五 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。

六 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携)

第七十条の八 都道府県センターは、前条に規定する業務を行うに当たっては、他の社会福祉事業従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努めなければならない。

(事業計画等)

第七十条の九 都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令の定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生省令の定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第七十条の十 都道府県知事は、この款の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに対し、第七十条の七に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第七十条の十一 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第七十条の六第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第七十条の七に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞)

第七十条の十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

## 第二款 中央福祉人材センター

第七十条の十三 厚生大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センター(以下「中央セン

ター」という。)として指定することができ  
る。

(業務)

第七十条の十四 中央センターは、次に掲げる  
業務を行うものとする。

- 一 都道府県センターの業務に関する啓発活  
動を行うこと。
- 二 二以上の都道府県の区域における社会福  
祉事業従事者の確保に関する調査研究を行  
うこと。
- 三 社会福祉事業の業務に関し、都道府県セ  
ンターの業務に従事する者に対して研修を  
行うこと。
- 四 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事  
業従事者に対して研修を行うこと。
- 五 都道府県センターの業務について、連絡  
調整を図り、及び指導その他の援助を行う  
こと。
- 六 都道府県センターの業務に関する情報及  
び資料を収集し、並びにこれを都道府県セ  
ンターその他の関係者に対し提供するこ  
と。
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県セ  
ンターの健全な発展及び社会福祉事業従事  
者の確保を図るために必要な業務を行うこ  
と。

(準用)

第七十条の十五 第七十条の六第二項から第四  
項まで及び第七十条の九から第七十条の十二  
までの規定は、中央センターについて準用す  
る。この場合において、これらの規定中「都  
道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第七

十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十  
条の十三」と、第七十条の十中「この款」とあ  
るのは「次款」と、「第七十条の七」とあるのは  
「第七十条の十四」と、第七十条の十一第一項  
中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十  
条の十三」と、「第七十条の七」とあるのは「第  
七十条の十四」と、「この款」とあるのは「次  
款」と読み替えるものとする。

第三節 福利厚生センター

(指定)

第七十条の十六 厚生大臣は、社会福祉事業に  
関する連絡及び助成を行うこと等により社会  
福祉事業従事者の福利厚生を増進を図ること  
を目的として設立された社会福祉法人であつ  
て、次条に規定する業務を適正かつ確実に行  
うことができると認められるものを、その申  
請により、全国を通じて一個に限り、福利厚  
生センターとして指定することができる。

(業務)

第七十条の十七 福利厚生センターは、次に掲  
げる業務を行うものとする。

- 一 社会福祉事業を経営する者に対し、社会  
福祉事業従事者の福利厚生に関する啓発活  
動を行うこと。
- 二 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する  
調査研究を行うこと。
- 三 福利厚生契約(福利厚生センターが社会  
福祉事業を経営する者に対してその者に使  
用される社会福祉事業従事者の福利厚生の  
増進を図るための事業を行うことを約する  
契約をいう。以下同じ。)に基づき、社会福  
祉事業従事者の福利厚生の増進を図るため

の事業を実施すること。

- 四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関し、  
社会福祉事業を経営する者との連絡を行  
い、及び社会福祉事業を経営する者に対し  
助成を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事  
業従事者の福利厚生の増進を図るために必  
要な業務を行うこと。

(約款の認可等)

第七十条の十八 福利厚生センターは、前条第  
三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約  
に基づき実施する事業に関する約款(以下こ  
の条において「約款」という。)を定め、厚生大  
臣に提出してその認可を受けなければならな  
い。これを変更しようとするときも、同様と  
する。

- 2 厚生大臣は、前項の認可をした約款が前条  
第三号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上  
不適当となつたと認めるときは、その約款を  
変更すべきことを命ずることができる。
- 3 約款に記載すべき事項は、厚生省令で定め  
る。

(契約の締結及び解除)

第七十条の十九 福利厚生センターは、福利厚  
生契約の申込者が第五十七条第一項若しくは  
第二項、第六十二条第一項若しくは第二項又  
は第六十四条第一項の規定に違反して社会福  
祉事業を経営する者であるとき、その他厚生  
省令で定める正当な理由があるときを除いて  
は、福利厚生契約の締結を拒絶してはならな  
い。

2 福利厚生センターは、社会福祉事業を経営  
する者がその事業を廃止したとき、その他厚  
生省令で定める正当な理由があるときを除い  
ては、福利厚生契約を解除してはならない。

(準用)

第七十条の二十 第七十条の六第二項から第四  
項まで及び第七十条の九から第七十条の十二  
までの規定は、福利厚生センターについて準  
用する。この場合において、これらの規定中  
「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第  
七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七  
十条の十六」と、第七十条の九第一項中「提  
出しなければ」とあるのは「の認可を受けな  
ければ」と、第七十条の十中「この款」とあるの  
は「次款」と、「第七十条の七」とあるのは「第  
七十条の十七」と、第七十条の十一第一項中  
「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十  
条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「第  
七十条の十七」と、「この款」とあるのは「次款」  
と、「違反した」とあるのは「違反したとき」  
又は「第七十条の十八第一項の認可を受けた同  
項に規定する約款によらないで第七十条の十  
七第三号に掲げる業務を行つた」と読み替え  
るものとする。

第七十条の次に次の一号を加える。

六 社会福祉に関する活動への住民の参加の  
ための援助

第七十四条第二項から第四項までの規定中  
「第五号まで」を「第六号まで」に改める。

---

第五條第六十五号中「社会福祉施設職員退職手当共済法」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改める。

第六條第五十四号中「社会福祉法人」を「社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、社会福祉法人に改め、「及び」を削り、「指定する」を「指定し、及び基本指針を定める」に改める。

第五條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第五十四号中「を定める」を「を定め、並びに同法の規定に基づき中央福祉人材センター及び福利厚生センターを指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行う」に改める。(その他の経過措置の政令への委任)

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスに対する需要が著しく増大していることにかんがみ、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう社会福祉事業従事者の確保の促進を図ることとし、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等を行うとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 社会福祉事業法の一部改正

(1) 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を策定すること。

(2) 社会福祉事業経営者は、基本指針に定める社会福祉事業従事者の処遇の改善、確保に資する措置等を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県は、社会福祉事業経営者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、併せて、地方公共団体は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 都道府県知事は、基本指針に基づき社会福祉事業経営者が行う措置に関する相談、援助、社会福祉事業の業務に関する研修、社会福祉事業に従事しようとする者への就業の援助等を行う社会福祉法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができること。

(5) 厚生大臣は、都道府県福祉人材センターの業務に関する啓発活動、連絡調整、指導等を行う社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、中央福祉人材センターとして指定することができること。

(6) 厚生大臣は、福利厚生に関する調査研究

究、社会福祉事業従事者の福利厚生者の増進を図るための事業等を行う社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができること。

2 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正

(1) 法律の題名を「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に改めること。

(2) 退職手当共済制度の対象として、児童居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、精神薄弱者居宅介護等事業及び精神薄弱者地域生活援助事業等を追加すること。

(3) 被共済職員が退職後引き続き同一経営者の経営する施設等の業務に従事した後、五年以内に再び被共済職員となった場合に、退職前後の被共済職員期間を合算する制度を設けること。

3 施行期日等

(1) この法律は、基本指針及び都道府県福祉人材センターに関する事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、中央福祉人材センター及び福利厚生センターに関する事項については平成五年四月一日、その他の事項については平成四年七月一日から施行すること。

(2) その他所要の経過措置を設けるとともに関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスに対する需要が著しく増大し

ていることにかんがみ、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう社会福祉事業従事者の確保の促進を図るため、基本指針の策定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等を行うことは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

平成四年六月十九日

厚生委員長 牧野 隆守  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 発行所 | 〒一〇五 東京都港区<br>虎ノ門二丁目二番四号<br>大蔵省印刷局 |
| 電話  | 03<br>(3587)<br>4302               |
| 定価  | 本号一冊<br>二二円                        |
| 税   | 三円を合                               |